

第5回 宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会議事録

日時：平成23年7月20日 9時25分～11時00分

場所：宇部市消防本部 3階会議室

○杉野事務局長 皆さん、おはようございます。予定時間5分前でございますが、全員おそろい
でございますので、ただいまから宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会第5回の会議を開催
させていただきます。

本日は、御多忙にもかかわらず、お集まりいただきまして、大変ありがとうございます。
本日の司会進行をさせていただきます宇部市消防本部の杉野と申します。よろしくお願いいたします
します。

本日の会議は、お手元の会議次第に沿って進めさせていただきたいと思っております。

まずは、会長の久保田宇部市長がごあいさつ申し上げます。よろしくお願いいたします。

○久保田会長 皆様、おはようございます。梅雨が例年より早く明けて、山陽小野田市におい
ても宇部市においても大災害ということもなく終わったわけでございますが、早速に台風6号と
いう大型な台風の襲来を受けて、これについても、両市ともに何とか通過してくれたわけ
でございますが、災害というのは本当にこうやって次から次へとリスクがあるということを考え
ますと、常の備え、そしてまたこうやって広域での連携、防災力の強化ということが本当に待
ったなしの課題だと改めて考えるところでございます。

そういう意味で、本日は第5回となります宇部市・山陽小野田市消防広域化協議会、本当に
重ねること5回目になります。本日の会議では、前回からの継続の協議となりました給与及び
組合規約関係、そしてまた調整項目として御提案をいただき、追加をいたしました医療機関と
の連携、これらについて協議をすることになっております。限られた時間ですが、効率的な運
用をしっかりと皆様存分に議論ができるように行いたいと思っておりますので、どうぞよろし
くお願い申し上げます。

○杉野事務局長 以後の進行は、着席のままでさせていただきます。よろしくお願いいたします。
それでは、ただいまから議事に入ります。

まず、お手元の資料の確認を行います。本日の次第と、裏に出席者名簿の記載のあるものが
1枚でございます。さらに、席次表が1枚でございます。それと、資料が1冊、さらには宇部
市・山陽小野田市広域消防運営計画（素案）が1冊となっております。御確認くださいませ。
もしもお忘れなどや、不足がございましたら、こちらで準備しております。よろしゅうござい
ますか。

それでは、次に議事の進行ですが、規約第10条第2項により、会長が会議の議長となりま
す。

また、議事録作成のため、質問等御発言されるときは挙手をされ、氏名を先に御発言くださ
るようお願い申し上げます。なお、挙手をされますと、係員がマイクをお持ちしますので、マ
イクを持って発言なさるようよろしくお願いいたします。

それでは、会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○久保田会長 それでは、早速、きょうの議事に入ります。

まず第1に、報告事項といたしまして、報告第1号第4回協議会結果報告について、また報告第2号の先進地の視察結果報告について、あわせて報告をお願いします。

○**山下事務局長補佐** 事務局の山下でございます。それでは、報告第1号について説明いたします。

1ページをお願いいたします。報告第1号第4回目の協議会の結果でございます。その中で、協議事項の結果について、改めて御報告させていただきます。

協議第1号身分についてでございますが、これにつきましては、両市の消防職員は組合消防の職員として身分を統一する。消防長の階級は消防正監とし、組織にあわせ階級、補職を適正に配置する。なお、現階級は保障する。ということで、承認いただきました。

次に、給与につきましては、継続審議となっております。

次に、福利厚生につきましては、共済制度、公務災害補償制度、安全衛生制度等は、関係法規に基づき適切に実施する。職員共済会は、新たな職員共済会を設置する。ということで、承認いただきました。

次に、教育、訓練、研修についてですが、消防大学校、山口県消防学校等の研修施設を活用し、計画的な人材育成を図る。救急救命士関係の研修は、研修病院等と連携し、時代に即した救急救命士の養成を図る。ということで、承認いただきました。

次に、市防災・国民保護担当部局との連携についてでございますが、組合消防職員を構成市職員として併任し、構成市の防災会議委員、災害対策本部委員等として参画する。構成市に災害対策本部が設置された場合は、組合消防職員を派遣し、構成市と一体となった活動を行う。構成市の防災部局との人事交流を継続する。ということで、承認いただきました。

次に、市の消防団との連携についてでございますが、組合消防との連携、協力体制を確保するため、定期的な連絡会議等を開催する。宇部市消防団宇部消防団及び山陽小野田市消防団の事務は、組合消防職員を構成市の職員として併任し、組合消防で実施する。なお、必要経費については、構成市の負担とする。ということで、承認をいただきました。

次に、消防協力団体の運営についてでございますが、宇部市防災協会、山陽小野田市危険物安全協会及び山陽小野田市化学消火薬剤共同備蓄会の3団体は、消防広域化にあわせ統一を目指す。宇部市防火委員会、山陽小野田市防火委員会の2団体は、消防広域化にあわせ統一を目指す。ということで、承認をいただきました。

次に、一部事務組合の運営についてですが、新たに発生する組合運営事務は、構成市の支援を受け実施する。なお、支援を受けるに当たって必要な経費は、組合が負担する。ということとなりました。

次に、システム関係についてですが、人事給与は宇部市のシステムを活用し、財務会計及び文書管理システムは独自のシステムを導入することとなりました。

最後に、組合規約の関係につきましては、継続審議となりました。

以上、簡単ではございますが、報告第1号の説明を終わらせていただきます。

○**橋本事務局職員** 事務局の橋本です。座ったままで説明させていただきます。

続きまして、報告第2号先進地視察結果報告についてということで、資料の2ページをお開きください。

去る平成23年6月7日と8日に、事務局の橋本と宇部市消防本部総務課長補佐の大迫の2名で、福井県の嶺北消防組合と富山県の砺波地域消防組合に先進地視察研修に行き、多くの資料と貴重なお話を伺ってきましたので、簡単に報告をさせていただきます。

まず、2ページの嶺北消防組合についてですが、管轄人口は、あわら市の3万548人、坂井市の9万4,414人の計12万4,962人、管轄面積は326.90平方キロメートルでございます。構成市は、あわら市、坂井市の2市ですが、当協議会のように純然たる2市が広域化したものではなく、昭和44年に2町でまず発足し、その後、市町村合併等を繰り返して、現在の2市の構成となっているのが現状でございます。消防組合として、40周年記念事業も挙行されており、組織として非常に成熟しているというふうに視察をして感じました。

嶺北消防組合の視察に関しましては、通信指令システムが新設されたということ、それから石油コンビナートを有し、石油貯蔵施設立地対策等交付金を活用されているという2点が参考になるとの判断で、行政視察を実施してまいりました。

まず、通信指令システムですけれども、資料の下段のほうにございますが、平成23年、今年の4月から高機能消防通信指令センターの運用を開始されております。これは、平成22年に現坂井市春江総合支所の4階を全面改修して、消防本部の事務所はそこに移転、あわせて平成22年度に通信指令施設も新たに改修して装置を設置したものでございます。高機能消防通信指令センターの総事業費は4億4,400万円で、NECにて整備されております。

なお、無線のデジタル化については、福井県のほうが主体となって実施するというところで、現在、県が主体となって進行中というところでございました。

続いて、その下の石油貯蔵施設立地対策等交付金でございますけれども、福井県にあっては、従来から福井県の市町村課、石油の担当の主管課ですけれども、そちらからの指導で、構成市であるあわら市、坂井市、それから嶺北消防組合、それぞれが事業の主体になり得る。各市、それから消防がやる事業は、それぞれの団体のほうの事業が主体になるということで、それぞれの団体がやる事業でそれぞれの予算がつくという形になっておるということでございます。

事業に係る関係市の調整につきましては、前年度の当初予算編成時に、消防組合の整備計画に基づいて調整、それから折衝を行っておりますということでした。

なお、坂井市分には、合併時から申し合わせということで、経費負担にかかわらず、石油貯蔵施設立地対策等交付金については折半するというところで、事業を実施しているというふうに聞いております。

それから、続いて砺波地域消防組合消防本部について報告させていただきます。資料の3ページのほうをごらんください。

砺波地域消防組合消防本部は、平成23年、今年の2月1日に消防組合を先行して設置されております。同年、今年の4月1日より、消防に関する事務の共同処理を開始されたばかりということで、非常に参考になるお話を伺っております。

構成市の概要は記載のとおりですけれども、以前からございました砺波広域圏消防組合に小矢部市消防本部が一部事務組合に加わったという形で、広域化を実施されております。実質的には、3市による広域消防になっております。

本部にあっては、旧の砺波広域圏消防本部の事務所を活用するというところで、経費の削減を

図られておられました。

概要はざっと書いてあるとおりでありますが、特に注目すべきというか、聞いた話で参考になりましたのが、備考のところに書いておりますけども、砺波消防の広域化においては、広域化の協議会設置時から関係市の職員が事務局のほうに加わって、関係市との調整を進めてきたと。それから、広域化後、ことしの4月以降も、協議会に派遣された3名の関係市の職員が、砺波地域消防組合消防本部の次長さん、それから総務課長さん、総務・会計係長さんとして出向されているということでした。これによって、地方公共団体の新しい運営に不案内の消防職員をカバーして、円滑な組合運営が行われているということでした。

また、今年4月1日に消防事務を開始する関係上、2月1日に消防組合を先行設置したことにより、消防に関する事務の共同処理の開始前に組合議会を開催することができ、関係条例の制定、それから予算の議決等が行われたことから、4月1日からスムーズな業務移行が可能になったということでしたので、十分検討の余地があるというふうに感じましたし、今後、参考にさせていただきたいというふうに考えております。

以上、今回2カ所の先進地視察に行かせていただき、大変参考になる点が多く、学ぶことができましたので、今後の協議会事務、それから両消防本部の協議並びに広域化後の消防組合運営等に役立てていこうと思っております。

簡単ではございますが、以上で先進地視察報告とさせていただきます。以上でございます。

○久保田会長 報告が終わりましたが、何か御質問等ございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、協議事項に入らせていただきます。お手元の資料の4ページ、協議第1号給与（諸手当含む）について、調整項目第16号、これは前回からの継続審議となっているものでございます。

それでは、改めて事務局から説明をお願いいたします。

○杉野事務局長 それでは、事務局から給与について申し上げます。

内容については、特に変更等はしておりませんが、若干御説明を申し上げます。

給与につきましては、資料のとおりでございますが、前回、委員の方から、格差是正については、同じ組合の中で格差があるとモチベーションの低下につながるのでは、できるだけ速やかに行うべきであるとの御指摘がございました。

また、給料表につきましては、どちらか高いほう、あるいは低いほうの給与に合わせるのではなく、消防職員の危険度、勤務の対応の特殊性を踏まえ、国からの通知にもありますが、国家公務員公安職給料表（一）に準拠し、職員が実際に採用された時点にさかのぼり再計算を行い、格付を行うということにしております。

また、広域化時に新たに格付された給料に統一することが最も望ましいのですが、両市の財政状況、さらには給料の上昇は市民の理解が得られにくく、またさきの東日本大震災における影響で、国の財政状況も予断を許さない状況でございます。地方交付税もこれ以上に抑制されることも懸念されますので、格差の是正については広域化後3年以内に順次調整するというところで了承させていただきたいということでございます。以上でございます。

○久保田会長 説明が終わりました。質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○白井副会長 前は、山陽小野田市の市長と消防本部との間で、まだ調整が十分についていないということで、継続審議にさせていただきました。その後、協議を重ねて、協議第1号の案件についてはこのとおりで結構だということになりました。よろしくお願ひします。

○久保田会長 ほかに御意見ございませんでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、協議第1号は、1と2とあわせてでございますが、2のほうの諸手当、こちらについても、住居手当、通勤手当等、特殊勤務手当は合理的な見直しを行うということを基本とするということでございますが、こちらについてもあわせて、御質問等をお受けしたいと思います。特にございませんか。

白井副会長さん、よろしゅうございますか。わかりました。何かありますか、よろしいですか。

それでは、ほかに特に御質問がなければ、お諮りをしたいと思います。協議第1号給与(諸手当含む)について、提案どおりで御承認いただける方は挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○久保田会長 全会一致でございます。それでは、本件について、これを原案で確認がされました。ありがとうございます。

それでは、協議第2号組合規約関係について、調整項目の28から39号であります。これも前回、特に議員定数・配分についてのところで、さまざまな御意見がありまして、継続審議となったところでございますが、改めて提案内容、原案について確認をしていただき、また質疑等の指摘事項も説明をしてください。

○杉野事務局長 事務局より御説明申し上げます。

規約内容につきましては、特に今回、変更はしておりません。特に、御審議いただきたいのは、32の議員定数・配分、議員定数は9名、配分については宇部市6名、山陽小野田市3名としておるところでございます。これでいろいろと意見が出ましたので、参考に、次の6ページでございますが、お開きください。

この調査は、去る5月31日に開催いたしました第3回消防広域化協議会におきまして添付しました組合議会のことにつきまして追加調査いたしまして、掲載させていただいております。その中で、一番右端をごらんください。この部分を追加しております。

組合議会運営における問題点について、何かこれまでに問題点がありましたかというようなことの御質問をさせていただきまして、確認をいたしました。掲載の11消防組合のうち、8消防組合については特に問題はないとの回答でしたが、一つ目の例として、設立当時は人口が拮抗しておりましたが、1市の人口増加に伴い、経費負担に大きな差が出てきたことから、同市議会から定数見直しの声が上がっているが、組合規約を改正することなく、とりあえず今日に至っているということでございます。

二つ目の例は、はしご車の購入に際して、はしご車を必要とする建物がない構成市がございまして、これは、はしご車は15メートル以上の建物が何棟あるかということが1つの基準となっておりますけれども、それが無いということで、経費負担について、おのおの市議会で議論され、該当市が単独購入で進めることとなったようですが、最終的には一部負担で購入することに落ちついたという事例があったということの報告をいただいております。

3例目でございます。市町村合併により、2市による組合消防になったわけですが、その際、一方の構成市から議員数を同数にしてほしいとの強い要望があったとのこと。しかし、他方も市町村合併で議員数が多くなっている関係上、調整ができず、議員数の少ない市の意見は反映するという確約があって、まとまったという経緯があったということで聞いております。

以上のようなことで、調査をした結果を御報告申し上げます。よろしくお願いたします。

○久保田会長 説明が終わりました。御質問等をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。特にございませんか。

○江本委員 今の事務局の説明に対する質問ですか。

○久保田会長 意見ももちろん結構でございます。質問、御意見をお受けいたします。どうぞ。

○江本委員 山陽小野田の江本でございます。前は、急用ができて、欠席しまして申しわけございませんでした。そういうことで、前回、定数についてかなり相当活発な議論があったというふうに事務局から聞いております。また、その後、宇部さんのほうから、その議論をもとにした新たな提示等も内々に聞いておるところであります。私とすれば、うちの総務委員会の委員長さんが、総務委員会の意見として5対5と、こういうことを希望をされておるということで議論が始まっておるわけですが、前回の議論も踏まえて、また内々、宇部さんのほうから御提示された内容等も拝見をいたしまして、私とすれば、広域合併について、宇部・山陽小野田市広域合併は本当にメリットが生かせるというふうに認識しておりまして、定数について余りもめることなく、何らかのやっぱり妥協点をお互いが出し合って、落ちつくところに落ちつかすべきではないかというふうに考えております。

委員長の意見は意見として、総務委員会の意見を素直に申されたということでございますけれども、ただし一言申し上げたいのは、総務委員会の協議会の中で、議長がそこには参加されておりまして、議長から私は聞いておりますけれども、やはり財政力の違いによりまして、合併後、重要な案件が出たときに、やはり議員の数の差で圧倒的に物事が一方的に決められてしまうのではないかという危惧をやはりうちの議員さんたちが相当持っていらっしゃるということの中で、5対5というような提案を希望するということがございます。今から何らかの妥協点を見出す議論の中で、ぜひ宇部の委員の皆様方にはこの点をぜひ配慮した中で御検討いただければというふうに考えております。以上です。

○久保田会長 それでは、高井委員。

○高井委員 宇部市議会の高井でございます。原案が妥当であるということではちょっと説明、資料を用意しておるんですが、配ってよろしゅうございますか。

○久保田会長 はい。

○高井委員 ちょっと準備をお願いします。

私の考え方は、山陽小野田市の一市民、宇部市の一市民は、それぞれが同じ権利と義務を持つはず、持たなければいけないという前提に基づいてお話しいたします。

資料は行きましたでしょうかね。消防組合議員数の算定についてという、これは私どもの調べでございます。

まず、1に人口比、世帯数、面積の比較を入れております。この中で、議員というのはあく

までも先ほど申しあげましたように市民の意見を代表する立場にあるものですから、市民の数によって差をつけていいんじゃないかなろうかというふうに思っています。数で1の面積、世帯数ありますけれども、人口で比較しますと、山陽小野田市が1に対して宇部市は2.6であるということです。ここで、人口比による組合議員数の算定ということで見ますと、まず山陽小野田市が1人だとしたら宇部市のほうが3人、2人だとしたら5人、3人だとしたら8人になります。人口比でいきますと、8人になります。その下に、また8にした場合の1人当たりの代表する市民の数を入れております。一番上の3人と8人というところが大体妥当な数字だろうというふうに思います。

そう言いながら、議員は余り多くてもいけない、それと先ほども山陽小野田市の副議長が申されましたように、やっぱり議員というのは良識を持って判断するわけですから、余り差をということでありまして、この中で原案の山陽小野田市からの3名、宇部市からの8名、合計11名が妥当であろうけれども、事務局の案の3人と6人でも一応これでいいんじゃないかというのが私どもの考え方、要するに妥協した結果が3対6であると。もともとは3対8を主張したいところでございますが、3対6で妥当であろうということです。

なお、この考え方、数につきましては、宇部市も前回の議会で、総務財政委員会を初め大方の賛同を得ておる結果でございます。

以上でございます。

○久保田会長 ほかに御意見、御質問等、ございますでしょうか。吉永委員。

○吉永委員 お世話になります。山陽小野田市の吉永美子でございます。先日、できればお互いがお互いを思いやるという思いで、同数でお願いしたいということとあわせて、現場のことをよく御存じの消防団長に充て職として入っていただきたいという思いをお話させていただきました。このことにつきましては、私は総務文教常任委員会の皆さんに、こういう形で協議会においては提案をしたいと思うということで、一応異論は出ておりませんでした。

その中で、先日いただいた資料には、宇部市さんからのお考えとしていただいている中で、要は消防団長については、不要ではないかというふうなお考えかなというふうにとらえたんですが、宇部市の消防団長に組合議会に御参加という部分については、どういうふうにお考えされているかお聞きをしたいんですが、よろしくお願ひいたします。

○久保田会長 吉永委員、今の消防団の件につきまして、今、副委員長のほうからちょっと指摘がありました。御指摘の件は、選挙の方法、関係市の議会において、その議会の議員のうちから選挙するということなので、33の項目のほうで構成メンバー等を提示させていただければということで、まず32のほうの定数ということで、しばらくちょっとお待ちいただいてよろしゅうございますか。後ほど、両消防団長さんのほうから御意見をちょうだいできればと思います。ちょっとしばらく、まず定数について、これをまず進行上詰めさせていただいて。

○吉永委員 それでは、申しわけありません。先日いただいた宇部市さんのお考えとしていただいておりますのが、途中から読ませていただきますが、議員配分に差があると民意を反映させづらいので、議員数を同数としたいとの考えも十分理解できる。これらを配慮し、中間をとって6人と4人とすることで、より一層の活発な議論が展開できると考えますということといただいているわけですが、これはお考えとして、今、高井委員さんの意見なら、議会の委員会の

ほうはこれでいいんじゃないかというお考えということは、6人と4人という考えは議会では、これは違いますということによろしいでしょうか。

○久保田会長 高井委員。

○高井委員 原案どおりということで、みんな了解しております。

○吉永委員 わかりました。お互いに譲り合うということが大事なので、もちろん御意見とかも十分に感じさせていただきながら、できればお願いとして、8月1日にもう一度あるということですので、総務文教常任委員会に32については持ち帰らせていただけたらという思いがありまして、できれば8月1日までに総務文教常任委員会の協議会を開かせていただきたいと思います。今、高井議員さんの言われたこと、これは議会の総意だということでありましたので、それと先日、宇部市さんからいただいた分とあわせてを持ち帰らせていただけたらと、私としては思っているところであります。

○久保田会長 高井委員。

○高井委員 もう一度、御検討を願いたいと思います。ただ、6、3という数字は、さっきも申し上げましたとおり妥協した数字だということで、本当を言ったら3、8なんだということはいく御理解をしてください。

以上です。

○久保田会長 白井副会長。

○白井副会長 事務局から、もう一回、原案について、簡略で結構ですから、提案の理由を説明してもらえませんか。

○久保田会長 事務局。

○杉野事務局長 前回、提案申し上げましたように、この数字というのは、消防の状況等をあらかず数字として、地方公共団体の人口を測定単位とする補正係数、それから対象面積、出動回数、危険物取扱量等を含む基準財政需要額が最も適していると判断しまして、平均割合が宇部市の67、山陽小野田市が33であることから、組合議員数を6対3と、いわゆる基準財政需要額割に応じた6対3がいいんじゃないかと。また、組合経費の負担割合もこれを基本としておるということを申し上げております。

ちなみに、人口案分でいけば、今72対28であるとか、消防費の決算案分で行きますと64対36というような数字もありますがということで、当面、事務局としては6、3でどうだろうかということを提案申し上げているところで、あくまでも基準財政需要額割が適切ではないかということで申し上げているところでございます。

○白井副会長 私は、前回、会長、副会長のほうでじっくりと協議したらどうかという、そういう御提案もありまして、会長から指名されましたので、率直な当時の自分の考えを、意見を述べました。一つの市と一つの市が、一部事務組合がすなわち行政事務の一部分について一緒になるというのであっても、両市あわせて1つの新しい事務組合を誕生させ、そして成長、発展させていくんだと、そういうお互いの一番基本的な信頼関係を大切にすると、5対5というものもあるんじゃないかと、当時考えました。その後、いろいろ考えました。いろいろ考えまして、事務局の案にはそれなりの合理性があつて、やはり多くの市民を、山陽小野田市だけじゃありません、宇部市の市民の皆さんにも納得してもらうためには、事務局の案にやはり合理性があ

るのかなど、そのあたりが一番説明しやすいし、納得してもらえるのかなというふうな考えになっております。

ただし、そうすると6、3ですから、3のほうの議員を出す側の山陽小野田市の議会の議員の皆さん、そして市民の中には、やはりいろいろ心配される向きというか、そう心配されなくていいんですけど、信頼してもらっていいんですが、しかし懸念を表明される、内心抱かれる方もいないわけじゃないんです。

それで、その後、私はいろいろ考えまして、こういう提案をさせていただきます。ちょっと検討してください。配分は原案どおりとした上で、なお山陽小野田市に関する重要議案については、同市議会の意向を尊重するというのをつけ加えていただくということでどうかなど。そのあたりを妥協の1つの案として提案させていただきたいというふうに思います。

趣旨はおわかりでしょうか。御質問があれば。ですから、ベースは事務局の出した案のとおりとした上で、これも文章化されるんですかね。5ページの協議第2号の32というの、こういう枠にはまった書き方でなくて、文章化されるんでしょうかね。そうでしょうか。

○杉野事務局長 文章化するという話につきましては、後ほどまた御説明申し上げようと思っております提案1号、8ページ、9ページのほうに出しておりますけども、規約案として提案をするようにしております。

○白井副会長 そうですか。もしも、文章化されるのでしたら今のような文言を、文章化でありませんということでしたら、その趣旨が生かされるような、そういう何か表現を一言つけ加えていただければありがたいというふうに思います。

○久保田会長 事務局。

○杉野事務局長 事務局のほうとしましては、今、御提案の件につきまして、規約のほうに入れることはちょっと難しいのかなという、これはまた後ほど御説明申し上げますが、いろいろと県や各市の法令担当と今調整させてもらっている内容なので、制約がございまして、入れにくいところがございますので、可能ならば、今の5ページの表の中できちんと成文化したものを残させていただいて、そのような形で、本件の議事録は残りますし、この文章の差しかえもさせていただくということで、ここに追加するような形で残させていただくと一番いいんじゃないかなと考えておるところでございます。

以上でございます。

○久保田会長 今、新たな提案が出されましたが、ほかに何か御意見や御質問はございませんか。

○磯村山陽小野田市消防団長 山陽小野田市の消防団長を務めさせていただいております磯村と申します。

ちょっと団長として、常備消防、非常備消防の防災に対する情熱は同じだと思います。それで、今、楠、宇部、山陽小野田市、消防団の実員が今約1,000名おられると思います。それで、その指揮者として、情報も知りたく、また発信も隅から隅までしなくてはいけないと思っておりますので、よろしかったら、今後のためにも団長も議員の中に、3人で多ければ1人でも中に入れていただきたいと思います。

以上です。

○久保田会長 ただいま磯村委員のほうから提言がございました。

それでは、まず32のほうの議員定数・配分のところについて方向性を定めたいと思いますが、この件についてほかに御意見はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○久保田会長 よろしゅうございますか。

そうしますと、整理をさせていただきます。まず、原案どおり、基準財政需要額割をすると、これまでどおり財政負担等、すべてこの基準を用いていたので、事務局案ではそれをもとにした配分なので、これでという御提案と、それでいくなれば、白井副会長からの提案する重要案件については同市議会の意向を尊重するというのをに入れていただきたい。また、やはり5対5という中でのさらなる、6、4も含めて、もう少し議論をしたいという御提案もございました。白井副会長さんのほうから、さらに何か御意見ございますでしょうか。

○白井副会長 江本郁夫委員は山陽小野田市の市議会の副議長でいらっしゃいます。先ほど発言がありました。そのとき、総務委員会という紹介でしたけれども、総務文教常任委員会というのが議会にあります。総務文教常任委員会の委員長がお隣の吉永委員です。吉永委員が、総務文教常任委員会で最後の協議をもう一回させてくれ、そういう御趣旨、吉永さん、そうですね。総務文教常任委員会でもう一回最後の協議をさせてほしいとおっしゃるので、できればという感じですけど、皆さんに御迷惑をおかけしないようにしたい。事務局はもう一回予定されているんですかね、最後の詰めを。

○杉野事務局長 8月1日の10日ばかり先ですけれども、予定しております。

○白井副会長 そうですか。

○久保田会長 それでは、今、もう一度議論をという、持ち帰らせてという御意見も副会長のほうから出されましたが、ひとつ検討していただくものを整理したいと思います。提案どおり宇部市6人、山陽小野田市3人。なお、山陽小野田市に関する重要議案については、同市議会の意向を尊重する。この文章を入れるという案が1つ。そして、なおもう一つが、6対4ないしは5対5、こういったところで最後の協議をする。

そういう今のところ整理ができましたが、いかがでしょうか。ここで今の方向で結論を出すということをするべきか、次回に持ち越すかという判断をお諮りしたいと思います。次回にもう一度持ち越すということで御承認をいただける方は挙手をお願いしたいと思います。

〔賛成者挙手〕

○久保田会長 全会一致でございます。それでは、今のような整理をした上で、次回に最終的な結論を出すということで確認をされました。それでは、それぞれまた鋭意努力をしていただきますよう、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、あわせて今、消防団について御意見がございました。磯村委員のほうから御意見がございましたが、あわせて木谷委員のほうから御意見があればお願いします。

○木谷宇部市消防団宇部消防団長 宇部消防団長の木谷でございます。私は、議会に消防団長が出席する必要はないと思っております。といいますのは、年3回4回と消防本部と定期的な連絡会議等がありますので、内容は十分把握できると思っております。

それと、議会に入るとときには、事業計画とか予算とか、そういうところが消防団としてはそこまで踏み込んでいく知識といいますか、そこまではないと思っておりますので、一応消防本

部の下で活動するほうが良いと思います。

以上です。

○**小林宇部市消防団楠消防団長** 私、楠消防団長をしています小林と申しますけど、宇部の団長さん、木谷さんが話しましたように、別に打ち合わせたわけじゃないんですけど、楠の団長としても結論的には先に言わせてもらいますけれど、参加しなくてもいいんじゃないかとも考えております。1つの理由は、宇部もおっしゃいましたように、団との定期的な連絡会議が年に二、三回開催されるということ、そこで反映されるということ、それから団の組織から見ましても、残念ですけど、知識的にも狭く、参加しても力になれないんじゃないかなという気がいたしまして、参加しなくてもいいんじゃないかなと結論を持ちました。

以上です。

○**久保田会長** それでは、よろしかったら蔵本委員、よろしいですか。

○**蔵本山陽小野田市消防団副団長** 山陽小野田市の消防団の副団長を務めております蔵本と申します。

今、宇部、楠の消防団長さんのお話を聞いたのでございますが、私としてはやはり先ほど磯村団長がおっしゃいましたような意向でおりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○**久保田会長** この件、33の選挙の方法に関係することでございますが、何か御意見ございますか。よろしゅうございますか。

○**白井副会長** ちょっと事務局にお尋ねしますが、議員定数についての配分については32のところで決まると、次回に持ち越しになりました。33、ここに消防団の団長ないしは副団長は、被選挙人に入るかどうかという、そういうことだと思っんですね。山陽小野田市側の何人かは、ぜひそこに消防団の団長か副団長を入れてくださいということですから、議員の枠の中で1人は消防団を入れるという道が可能でしょうかと、こういう質問の趣旨も含まれていると思っんです。例えば、仮に6、3と、議員の定数については決まりました。山陽小野田市3の中で、そのうち1人は消防団の団長にしたいというふうなことも可能なかどうか、お聞きしたい。

○**久保田会長** 事務局。

○**杉野事務局長** 可能か否かという話でございますれば、可能でございます。例えば、よその規約でございますけども、組合議会の議員の定数は例えば〇〇とし、その選出区分は次のとおりとする。1、関係市の副市長1名、関係市の議会において、その議会の議員のうちから選挙された者何名、それから関係市の消防団長何名、このような形の言い回しならばと思っしますので、議員にあっては選挙、団長さんにあっては充て職というような形で規約に盛り込めば、任命することは可能であるということを考えております。

○**久保田会長** そうしますと、両方でそれぞれ関係市議会において選挙するということですから、別々の選び方、そういったことが可能であると、そういう理解でよろしいですかね。確認します。事務局。

○**江本事務員** それでは、お答えいたしますけれども、結論から申して可能です。ですから、組合規約で、組合の議員の定数〇〇、そのうち関係市の議会の議員さんからは何名、充て職として関係市の消防団長を入れることは可能です。

それと、ここは今後の協議なんですけれども、片方、山陽小野田市さん側だけに団長さんを

入れるということも、この規約に入れれば十分可能であると考えています。

○久保田会長 高井委員。

○高井委員 消防団の方は、非常備消防を入れれば、常備消防もだれか入れなければいかんと、こうなりません。それらをすべて議会から出た議員が代表して、意思を酌んで発言するのが議会じゃないですか。私は、全員それぞれの議会だけでいいと思います。

○久保田会長 白井副会長。

○白井副会長 常備消防は事務局が構成するんですね。市民の消防に対する協力、その具体的なあらわれとしての消防団、これは事務局でいくと構成市なんですね。その上、議会に自分たちの声を反映したいという、そういう機能が必要だというふうに考えるんですが、ただ事務局の説明を聞きますと、いろんなことが考えられる。例えば、山陽小野田市は3人のうちの1人はしかるべき、要するに3人の構成、それは山陽小野田市のほうで全員市議会議員なのか、それともそのうちの1人を消防団に任せるのか、それはどのようにでも対応できますと、こういうふうなお話ですから、それを参考にしたいと、私たち次回までに32と一緒に検討してくれということではいかがでしょうか、いいでしょうか。

○久保田会長 今、副会長から提案がございましたが、33、選挙の方法、これを次回に継続ということで、それぞれ関係市の議会において、その構成について協議をするということで、32と一緒に協議をしていただくと、こういう方向で御提案がありました、これについて御意見や御質問等ございますか。植松委員。

○植松委員 ちょっとここは関係市との議会において選任するとやったらどうですか。提案でございますが、1つずつ決めていったらどうだろうかと思えます。

○久保田会長 今、選挙するのではなくて、選任すると。

○植松委員 いや、そうじゃない。その議会の議員のうちから向こうを全部削除。

○久保田会長 関係市の議会において選任をすると、そういう御提案ですね。これについて、事務局のほうから見解を求めます。

○杉野事務局長 正確な今資料を今持ち合わせませんので、その辺の言葉の表記についてはもうちょっと検討させてもらった中で、御回答したいと思います。間違った解答じゃ困りますので、そうさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○久保田会長 わかりました。そうしますと、32、33、非常に密接でございますので、あわせて次の回に向けて、事務局レベルでも今の新しい情報も集めて協議をするということで、今の御提案、関係市議会において選任をするということが、関係法令等、あわせて表記、それから実質的なこととあわせて可能であるかどうか、そういったことを確認した上で協議を進めていただくということではいかがでしょうか、いいでしょうか。

それでは、再度確認をさせていただきます。32、33については、次回第6回において結論を出すということで、については議員定数・配分、宇部市6、山陽小野田市3、なお書きをつける、山陽小野田市に関する重要議案については、同市議会の意向を尊重するというなお書きをつける。また、6対4、あるいは5対5ということを検討をするということで、議員定数・配分についてでございます。

33、選挙の方法については、関係市の議会において、それぞれの実情、事情を反映して選

任をすると、こういうことが可能であるかどうか。可能であれば、そういった方向を踏まえて協議をしていただくということで進めたいと思いますが、これで御異議ございませんでしょうか。

それでは、これで御賛同いただける方は挙手をお願いいただけますでしょうか。

[賛成者挙手]

○久保田会長 全会一致でございます。それでは、第6回まで、今の論点において協議をしていただき、次において最終的な決定をしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは続きまして、協議第3号医療機関との連携について、調整項目第40号になりますが、事務局の説明をお願いします。

○杉野事務局長 御説明申し上げます。

協議第3号につきましては、関係機関との連携ということで御提案がありました。私どものほうから、関係機関と協議する場を別に設けて、救急搬送体制の強化及び円滑を図るということで提案させていただいております。

現在、3次病院、あるいは2次病院の先生方にもいろいろ御相談申し上げながら、どんな形が一番いいのかということで、担当部局とも調整して行っておるところでございますが、8月11日の日程位で、今、調整したいと思っておりますけれども、3次病院、2次病院等を集めまして、また、関係医師会長、それから関係福祉、消防が集まりまして、この辺のことを協議する場を設けていきたいということで、現在、考えておるところでございます。

以上でございます。御審議よろしく願いいたします。

○久保田会長 この件について、御質問、御提案、御意見、お受けいたします。特によろしゅうございますか。

○原野委員 宇部市の原野です。今の説明の中で、8月11日に協議の場が開催されるというふうにおっしゃいましたが、これの協議の場というのは何か具体的な協議会の名前だとか、検討される協議会の主管部署なりはどこになるのでしょうか。それと、今回、我々の協議会との連携に関しては、今後、どういうふうな形になっていくのでしょうか。

以上です。

○久保田会長 事務局。

○杉野事務局長 担当の課長のほうからちょっと御説明申し上げたいと思っておりますので。

○谷岡警防課長 警防部会の副部長をしております宇部市消防本部警防課長の谷岡と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

この件につきましては、今、医療連携について非常に救急医療のほうに疲弊しておるといふ実情がございます。それで、病院の受け入れについて、入口と出口について、きちっとした体制をとるためにはある程度のデータが必要であろうということで、3次病院の山大救急部の鶴田教授のほうに、先日、ここで発表していただきましたけれども、鶴田教授とも御相談しまして、一度、行政と、医療機関とが合同で集まって、その体制をどうしていくのかという場を設けたいということで、8月の11日に、会場は消防本部で行うんですけれども、そういう説明会なり、こういう方向でやりたいということを出していただいて、皆さんのまずは御意見をい

ただくという形をとりたいということで、今進めております。

主管の部署はどこかという御質問ですが、これは両市の健康福祉部のほうで音頭をとっていただいて、医療機関の体制を作っていくということで、先日、消防と両市の健康福祉部で打ち合わせをして、その結果を山口大学の鶴田教授のほうに相談に行ったところでございます。

その結果として、8月11日に方向性を決める会議を開こうと。また、この会議の名前は何かという御質問でしたけれども、今、特には決めておりませんが、医療連携会議という名目でいきたいというふうに考えております。これが、今、県下にごございます広域医療協議会のほうに反映したり、県のMC、地域のMCに今後その方向性が、宇部と山陽小野田がそういうことをやることによって、県下に広げていければ一番いいんじゃないかということでの申し合わせになっております。

以上でございます。

○久保田会長 今の説明で、原野委員の御質問のまず協議会名については、まだ正式名はないが、消防広域化に伴う医療連携の協議ということで、仮にそういう位置づけでの協議をする場と。そして、主管については、山陽小野田市並びに宇部市の健康福祉部が主管となり、そして消防と連携をしていくということで、今後は8月11日の協議を踏まえて、今後の形、また機能、そうしたものが定められていくということであったようですが、原野委員のほうはよろしゅうございますか。

○原野委員 ありがとうございます。

○久保田会長 ほかに御意見、御質問等ございますでしょうか。ないようでしたら、協議第3号について御承認いただけたら挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○久保田会長 よろしゅうございますか、高井委員。

○高井委員 はい。

○久保田会長 それでは、全会一致でございます。確認をいただきました。ありがとうございます。

それでは次に、提案事項ということで、提案第1号組合規約（案）について、8ページ、9ページになりますが、また提案第2号広域消防運営計画の素案について、これは別冊でございます。あわせて事務局から説明をしてください。

○橋本事務局職員 それでは、提案第1号の宇部・山陽小野田消防組合規約（案）につきまして説明をさせていただきます。

資料の8ページのほうをお開きください。協議事項第2号組合規約関係についてということで、慎重審議をいただいております。この辺を取りまとめて、今度、議会のほうで組合設置の承認をいただく際に、あわせて組合の規約というものも議会のほうに上程して、議決をいただくという形になっておりますので、その組合規約の案でございます。

本規約に盛り込む内容につきましては、事前に山口県の地域振興部市町課の担当者と調整済みで、規約内容については大筋で県のほうの了解はいただいております。現在、規約をもとに、宇部市総務課の法令担当者、それから山陽小野田市総務課の法令担当者、それぞれと調整中でございます。語句の訂正や言い回しは若干今後法令のほうの指摘によって変更があるかと思

います。また、先ほどいただきました議員の選挙の方法についても、8月1日の結果を受けて変えていきたいというふうに思っていますけども、現状はほぼこの筋で進めたいというふうに思っていますので、詳細につきましては案のほうをごらんいただくこととして、ここでは簡単に概要だけ説明させていただきます。

まず、第1条は組合の名称で、宇部・山陽小野田消防組合と定めております。

第2条は組合を組織する地方公共団体ということで、宇部市、山陽小野田市としております。

第3条が組合の共同処理する事務ということを決めておまして、まず1つ目が消防に関する事務、ただし消防団に関する事務並びに消防水利施設の設置、維持及び管理に関する事務を除くというふうにしております。それから、2つ目に、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律ということで、これに定められておる液石の県知事の権限の一部を組合消防のほうで実施することとなっております。

それから、第4条が組合の事務所の位置、これは現宇部市消防本部に置くこととしております。

第5条、議会の組織は現在継続審議ということで、その話を受けてまとめたいというふうに思っています。

第6条も議員の選挙の方法、これは議員の選出方法に変えて、また中身を審議していくということで、第7条で議員の任期、それから第8条で議長、副議長について定めております。

それから、9ページに行きまして、第9条は執行機関の組織を定めており、第10条に執行機関の選任の方法について定めております。

それから、第11条で監査委員について定めており、組合議員から1名、両市の監査委員さんの中から1名を選出することとしております。

それから、12条、経費の支弁の方法においては、負担金は基準財政需要額割を基本とし、議会の議決を経て管理者が定めるということとしております。それから、署・所の建設、署・所の車両の更新等は属する市、その他の施設整備については別途負担割合を協議することというふうに定めております。

それから、第13条が雑則で、必要な事項については組合議会の議決を経て管理者が定めることとしております。

最後に、附則として規約の施行日でございますが、山口県知事の許可があった日から施行することとし、消防事務の共同処理の開始は平成24年4月1日としております。

組合規約については以上でございます。

○久保田会長 続けてどうぞ。

○江本事務局職員 事務局の江本です。それでは、広域消防運営計画（素案）について御説明をいたします。別冊のほうの資料をごらんください。

この広域消防運営計画は、消防組織法第34条の規定により作成するもので、新たに設立する宇部・山陽小野田消防組合の基本的な計画として位置づけされるものです。この計画の策定に当たっては、今から御説明をする素案の骨格に沿って、協議会で確認された調整内容を盛り込んで作成をしていきます。

それでは、まず資料の1枚目をめくってください。最初は目次になりますが、本計画は1章

から5章までの5つの章により構成していきます。

第1章は現況と課題として、両市の概要、それから消防に関する現状、そして消防を取り巻く課題について記載をしていきます。

次に、第2章は消防広域化の効果として、住民サービスの向上、人員配置の充実、消防体制の基盤の強化など、消防広域化によるメリットをここで記載をしていきます。

次に、第3章では広域化後の消防の円滑な運営確保に関する事項、そして第4章は構成市の防災に係る関係機関との連携の確保に関する事項、第5章は消防協力団体の運営及び医療機関との連携に関する事項として、この3つの章は本協議会で協議、確認をいただいた事項を記載をしてまいります。

それでは、具体的に御説明をいたします。ページを1枚おめくりください。

まず最初に、「はじめ」として、これまでの消防広域化の経過と本計画の位置づけを記載をしていきます。

次に、1ページめくっていただいて、次に両市の位置を図面で示して、人口等を記載をしていきます。

次に、2の消防に関する現状として、(1)消防本部、消防署・所の配置状況、(2)消防職員の状況、(3)消防車両の状況、(4)消防活動の状況、1枚めくっていただいて、

(5)防火対象物、危険物施設の状況ということで、こちらに最新のデータ、4月1日付の最新のデータを、今現在、両消防が消防年報ということで取りまとめておりますので、そこから最新のデータを抜粋をして、こちらのほうへ記載をいたします。

次に、3の消防を取り巻く課題として、(1)人口の減少と高齢化の進行、(2)財政運営状況、(3)消防救急無線のデジタル化、この3つの視点から、現在の消防の課題をこちらのほうで記載をしていきます。

次に、第2章、消防広域化の効果、ここでは1、住民サービスの向上として、(1)災害発生時における初動体制の強化、(2)統一的な指揮下での効果的な部隊運用、(3)消防署・所の配置や管轄区域の適正化による現在到着時間の短縮、2として人員配置の充実ということで、(1)本部機能統合等の効率化による現場活動要員の増強、(2)救急業務及び予防業務の高度化及び専門化、1枚めくっていただいて、3として消防体制の基盤の強化ということで、財政規模の拡大に伴う高度な資機材の計画的な整備、これらの項目について、消防の広域化のメリットを一般の市民の方にわかりやすいように、いろいろなイラストなどを盛り込みながら、こちらのほうに記載していきます。最後に、4、広域化のメリット、これをこちらのほうでまとめると、こういうことでこの章をつくっていきたいと思います。

次に、第3章、広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する事項、まず1番目に基本的な事項として、広域化の方式、広域化の開始スケジュール、消防本部の名称、消防本部の位置、次をめぐっていただいて、組織として、消防本部の組織、消防本部の権限、部隊運用、指令センター、消防署・所の配置及び管轄区域、次の9ページで消防職員の勤務形態、次をめぐっていただいて、10ページで3の人事、処遇として、定員配置、採用計画、身分、給与、次をめぐっていただいて、福利厚生、教育、訓練及び研修、4の施設整備として、消防施設等整備計画、次をめぐっていただいて、14ページで通信指令システム、5の経費として、経費負担割合、

財産取り扱い、次のページの6の組合運営として、一部事務組合の運営、システム関係、これらはすべて本協議会で協議、確認された事項、これらをすべてこちらのほうへまとめて記載をいたします。

次に、めくっていただいて、第4章の構成市の防災に係る関係機関との連携に関する事項、第5章、17ページになりますけれども、消防協力団体の運営及び医療機関との連携に関する事項、こちらもすべて本協議会で協議、確認をいただいた事項をこちらのほうへ記載をしております。

なお、本計画素案については、第6回、次の協議会において、計画の構成、それとか今御説明しました記載すべき事項、これらの骨格についての御意見をいただいて、確認をしていただきたいと思っております。それに基づいて、これから国、県、それと計画の作成支援業務を委託しておりますぎょうせい、それらと調整して、この素案をもとに案を作成をいたします。案を作成しましたら、再度、本協議会を行いまして、広域消防運営計画の最終確認をしていただいて、正式に公表するという予定であります。

また、公表時期については、後、議事(4)のその他にあります今後のスケジュールという項で、いつごろ公表するかということ詳しく御説明をいたします。

簡単ではございますけれども、これで広域消防運営計画の素案についての説明を終わります。

○久保田会長 それでは、提案第1号組合規約(案)並びに広域消防運営計画(素案)の説明が終わりました。何か御質問等、御意見等があれば、お願いいたします。高井委員。

○高井委員 お願いなんですけど、これは10ページのところで、定員だけ決めていますね。階級社会においては、階級ごとの人数を決めておく必要があるんじゃないですか。運用の仕方によっては、どんどん格上げできるようにということなんですかね。

○久保田会長 事務局。

○杉野事務局長 お答え申し上げます。

階級における人数割合につきましては、現在、そういう条例等、規定等は決めておりません。これにつきましては、給与との兼ね合いもありまして、全国の平均的な割合、この中で、今、私どものが非常に少ない、どちらかという階級が抑えてあるというか、それらについては全国平均と同じような割合の中で調整させていただきたいと考えております。それで、また別途、数値等が必要であれば、またお示ししたいと思います。

○久保田会長 高井委員。

○高井委員 わかりましたけど、決めておく必要があると思います。今の状態を書けというんじゃないで、この配置でこういう仕事をするにはこういう階級の人がやるんだという理想論があるはずで、それによって枠を決めておかないと、ちょっと変な言い方ですけど、どんどん格上げしたりするんですよ、どこかの市役所みたいにね、そうでしょう。どこかの市役所は定員が決まっていないんです、階級ごとの。だから、どんどん格上げする。それのないように、一応決めておく必要があるんじゃないかというのが私の提案であります。

以上です。

○久保田会長 今、提案がありました。白井副会長。

○白井副会長 職務の権限と責任に見合う職階制、これをやはり消防の組織にも導入して明示す

べきじゃないかと、こういう趣旨の。

○高井委員 そうです。

○白井副会長 ごもつともです。それは検討されると思います。

○久保田会長 ほかに提案第1号、第2号、あわせて御質問等ございますでしょうか。木藤委員。

○木藤委員 提案第1号の第7条の議員の任期なんですけれども、もしも第6条のほうで、今の市議会議員以外の方が議員になられた場合にも、表記が関係市の議会の議員の任期によってなっていますけれども、これがいいのかどうかも事務局のほうで検討していただきたいと思います。

以上でございます。

○久保田会長 事務局、説明が何かありますか。よろしいですか。ほかに御意見、御質問。白井副会長。

○白井副会長 提案の第2号の広域消防の運営計画ですが、イラストがたくさん入るようで、すごく楽しみで、市民向けにも十分耐えそうなんですけど、大体いつごろ完成の予定でしょうか。

○江本事務局職員 その辺は、今、スケジュールのところでも詳しく御説明をしますけれども、広域消防運営計画は、これを作成することによって国から特別交付税ということで財政支援を受けられます。これが今年度の下半期で受けようとする、現在の予定では10月末をめどに、国のほうへ提出をしなければなりません。10月末がめどですから、一応9月末ごろまでには案を作成し、10月の下旬、10月の20日ごろの予定ですが、最終的に協議会を開いて、そちらで広域消防運営計画を決定したい、今現在はこのような予定で考えております。

○久保田会長 白井副会長。

○白井副会長 要望です。9月議会にそれぞれ設置の承認の案件を出すということでした。ひとつそれに間に合うと、もっと議員の皆さんに理解してもらいやすいんじゃないかという感じがします。また、無理なら仕方ありません。

○久保田会長 事務局。

○江本事務局職員 一応、こちらにイラストや最新のデータをそろえて、ある程度の完成形、あくまでも、素案という形でしたら、8月末、9月議会が始まるころまでには可能と考えます。

○白井副会長 それで結構ですから。

○久保田会長 ほかに御意見、御質問等ございますか。

それでは、提案第1号組合規約についてお諮りをいたします。これについては、第5条と6条は先ほど来の議論を踏まえて、次回の協議第2号の継続になったことで、特にここが変わるということであると思いますが、そのほかでも必要なこと等が漏れていないか、よく読み返したいと思います。そして、提案第2号広域消防運営計画の素案については、委員の皆様におかれましては、項目、構成内容等の点検をしていただくということ、それから今御指摘がありました職階制、階級ごとの定員を決めるべきではないかという御提案も今ちょうどいいところでございます。また、第2、できれば運営計画を市議会に素案の段階でも提出を願いたいということで、作業のできるだけ早い準備をしていただきたいという要望も出されました。全体的には10月末に国に提出をするというスケジュールで進めるということでございます。

以上でございますが、次回の協議第6回において、この提案事項は協議をされますので、そ

れぞれ委員の皆様、よろしく御準備のほどをお願い申し上げたいと思います。

それでは、その他、事務局説明で、今後のスケジュールが若干入ってまいりましたが、全体的に再度整理をしてください。

○江本事務局職員 事務局の江本です。それでは、その他のところの今後のスケジュールについて御説明をいたします。

資料の最後の10ページに表をつくっておりますので、ごらんをください。このスケジュール表は、協議会、各市の消防、各市の市議会に分けておりますので、順次左のほうの協議会のほうから説明を行います。

まず、7月の20日、今日ですけれども、第5回の協議会を行いました。本日の協議会では、報告事項が2件、協議事項が3件、提案事項として組合規約の案、広域消防運営計画の素案を御提案しております。

次に、また、この後、御説明をします8月1日月曜日、あと10日しかありませんけれども、第6回の協議会を行う予定にしております。なぜ、8月1日かた申しますと、これは両市の市議会のほうへ組合規約をつけて設置議案を提出しなければなりません。この議案の提出が8月の中旬に、第1週目あたりに提出をしなければなりませんので、規約の確認が必要になります。その関係で、ちょっと早いですけれども、8月の1日に予定をしております。

第6回の協議会では、本日御提案しました組合規約、それと広域消防運営計画の素案、これらについて協議、確認をしていただきたいと思います。

先ほど説明しましたが、確認していただいた組合規約は、両市の9月の定例市議会のほうに、組合設置議案に添付をして提出をいたします。

また、広域消防運営計画の素案、先ほど御説明したとおり、この素案に基づいて、国、県と調整をして案を作成します。そして、作成した案は、各委員のほうへ配付をして、御意見を伺います。この御意見により、修正すべき箇所がありましたら修正等を行いまして、案を確定をして、これを先ほど説明しました10月の下旬に開催予定の第7回協議会に御提案をし、最終確認をしていただきたいと思います。それを経まして、正式に公表するという予定であります。

なお、第7回協議会をもちまして一応協議は終了ということになりますが、協議会事務局は新組合消防の条例等の例規の調整等の事務もまだあります。これらの例規調整と協議会の解散の手続きもありますので、事務局は来年、平成24年3月末で解散をしたいと、このように考えております。

次に、両市の消防では、8月の第6回協議会で確認いただいた組合規約を組合設置議案に添付して、9月議会のほうへ提出をいたします。9月議会において組合設置議案が可決をされましたら、規約に基づき必要であれば協議を行い、10月をめどに県に組合設置許可申請を行います。

また、10月には、協議会において最終確認された広域消防運営計画の公表をいたします。

県に組合設置の許可申請をしましたら、おおむね1カ月、ですから11月には県から組合設置許可がおりる予定です。おりましたら、先行して組合だけは設置をいたしたいと考えております。これは、先ほど研修視察に行った砺波広域のほうで、消防事務を行う前に先に組合だけをつくって、その組合で事務を行うために、先に議会を開催し、組合条例とか当初予算その辺

を準備をして、それから消防の事務を開始されて、大変スムーズにいったということですので、先に組合だけを設置をして、消防事務の開始の準備をします。ですから、11月の終わりから12月ごろ、県から許可がおりましたら、一応組合だけは設置し、消防事務の開始の準備を行うこととしております。なお、先ほど説明しましたけど、最初の組合議会を平成24年の2月ごろに開催する予定にしております。そして、消防事務の開始は、平成24年の4月1日に開始をします。

次に、最後になります。両市議会においては、9月議会において組合設置議案の審議をしていただきます。12月議会において、一応新しく組合ができておりますので、この組合の依頼に基づいて、組合議員の選出、これは今回の協議でありました、まだ確定ではない部分もありますけれども、組合議会の議員を両市の議員さんの中から選出をしていただくためには、議会のほうで組合議員の選挙を行っていただく。

次に、平成24年、来年3月議会においては、組合負担金、これが当然構成市の当初予算として上がっていきますので、負担金を審議をしていただくと、このような予定になります。

なお、ここで若干つけ加えておきたいんですけども、第1回の協議会においてお示した協議会のスケジュールでは、10月に組合設置議案が可決されたら、10月に協議書を構成市で取り交わして、その調印式という項目を最初の予定では入れておりました。これはあくまでも一般の組合の設置の場合に、組合の組織とか経費などを取り決めて協議書を交わし、調印ということになるんですけども、今回の消防組織法に基づく消防の広域化の場合は、今説明した協議書の内容が広域消防運営計画に記載される事項とほぼ一緒です。

その関係で、組織法が改正された後に広域化された消防本部に確認をしましたところ、協議書を取り交わしてはいません。当然、調印式というのもやっていない。なぜならば、広域消防運営計画を作成しているので、協議書を取り交わす必要がないということで、回答を得ておりますので、今の段階では、協議書を取り交わして調印というようなことは、広域消防運営計画がありますので要らないのではないかと、このように考えております。

以上、簡単でございますが、スケジュールについての御説明を終わります。

○久保田会長 今、今後のスケジュールについて説明がありました。またあわせて、次回の協議会日程も8月1日第6回ということで今示されたところですが、御質問等ございますでしょうか。副会長。

○白井副会長 9ページ、一番下の附則です。両市議会で可決された規約の施行日、これは知事の許可のあった日から、しかしこの規約に基づく事務の共同処理の開始は来年の4月1日からです。附則の後段の事務の共同処理、ここがあいまいなんです。事務局も御承知だと思います。今後のスケジュールの11月に県、組合設置許可とありますが、これは県知事の許可のことだと思います。そうですね。

○江本事務局職員 はい。

○白井副会長 ですから、その日から24年4月1日、これまでの間の事務が事務の共同処理に当たるのかどうかと、そういう問題です。ちょっと少し私にも検討させてください。

○久保田会長 今、法的に少しあいまいではないかという御指摘だと思いますので、これもあわせて次回の協議の対象として検討するようにお願いします。

ほかにございますか。よろしゅうございますか。

いよいよ協議会も大詰めということで、次回で内容的な確認がされるということだと思えますが、これまでちょっと見落としていたとか、そういったことでも結構でございますので、何かお気づきがあればぜひお願いしたいと思えます。

それでは、特にないということで、次回の協議会日程の確認をお願いします。

○江本事務局職員 それでは、その他の第6回協議会の日程ですけれども、これは先ほど説明しました後10日ほどしかございませぬが、平成23年8月1日月曜日、9時30分から山陽小野田市消防本部で開催をする予定にしております。

それと、ここで8月1日ということで確認がとられましたら、今までは皆さんのほうへ確認のために開催案内を送付しておりました。それと、協議会資料も事前にお配りをしておりましたが、期間が短い関係で、改めて御案内はいたしません。また、資料の事前配付は今回ちょっと間に合いませんので、当日に配付させていただくということで御了承をお願いしたいと思えます。

以上です。

○久保田会長 これについて、よろしゅうございますか。期間がすぐであるということ、それからまた継続審議についてはぎりぎりまで協議をされるということをご想定しますと、事前の資料配付が困難であるということで、当日の配付とさせていただきたいということでございませぬが、それを御理解ということでした。8月1日午前9時半で、今度は山陽小野田市の消防本部になります。お間違えのないようお願いしたいと思えます。

その他、お気づき等、特にございませぬでしょうか。白井副会長さん、よろしゅうございませぬか。

○白井副会長 はい。

○久保田会長 わかりました。事務局、よろしいですか。補足はないですね。

それでは、11時になりましたが、協議会議事をすべて終了とさせていただきます。皆さん、どうもお忙しいところ、御審議、御協力いただきまして、ありがとうございました。

では、これで終了とします。